毎週二回発行月曜日木曜日　定価（消費税別）一箇年　一六、〇〇〇円（郵送料を含む。）

山梨県公報

第千百九十号
平成十三年五月七日
月曜日

目次

告示

○定例遊船検査の実施 ……………………… 二六五
○県営土地改良事業計画書の写しの縦覧 …………… 二六六
○軽油引取税に係る特約業者の指定の取消し …………… 二六六

公告

○平成十三年度調理師試験の実施 ……………… 二六六
○大小規模小売店舗を設置する者の変更の届出 …………… 二六七
○公共測量の終了 ……………………………… 二六七
○開発行為及び公共施設に関する工事の完了について（二件）……… 二六七
○土地改良区役員の退任及び就任 …………………… 二六八

人事委員会

○職員の任用に関する規則の一部を改正する規則 …………… 二六八
○山梨県職員の給与に関する規則の一部を改正する規則 ………… 二六九
○山梨県学校職員の給与に関する規則の一部を改正する規則 ……… 二六九
○特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則 …………… 二七〇
○山梨県職員の退職手当に関する規則の一部を改正する規則 ……… 二七〇
○口頭により開示請求を行うことができる個人情報及び開示方法の一部改正 …… 二七〇
○平成十三年度山梨県職員採用上級試験の実施 …………… 二七一
○第五十七回（平成十三年度）警察Ａ採用試験の実施 ………… 二七三

告示

山梨県告示第二百六十二号

山梨県遊船条例（昭和二十七年山梨県条例第二十号）第四条第一項の規定により、平成十三年における遊船の定例検査を次のとおり実施する。

平成十三年五月七日

山梨県知事　天　野　　建

日時	場所	区域
平成十三年五月十六日午前八時三十分から午後五時十五分まで	西八代郡市川大門町地内四尾連湖岸 中巨摩郡櫛形町地内伊那ヶ湖岸	西八代郡及び中巨摩郡
平成十三年五月十七日午前八時三十分から午後五時十五分まで	甲府市下帯那地内千代田湖岸 山梨市万力地内ちどり湖岸	甲府市及び山梨市
平成十三年五月二十九日、同月三十日、同年六月六日及び同月七日午前八時三十分から午後五時十五分まで	南都留郡山中湖村地内山中湖岸	南都留郡
平成十三年六月十一日及び同月十二日午前八時三十分から午後五時十五分まで	南都留郡河口湖町、勝山村及び足和田村地内河口湖岸	南都留郡
平成十三年六月十四日午前八時三十分から午後五時十五分まで	富士吉田市上吉田地内富士急ハイランド内池岸 西八代郡上九一色村及び下部町地内本栖湖岸 西八代郡上一色村地内富士ガリバー王国内池岸	富士吉田市及び西八代郡
平成十三年六月十九日及び同月二十日午前八時三十分から午後五時十五分まで	西八代郡上九一色村地内精進湖岸 南都留郡足和田村地内西湖岸	西八代郡及び南都留郡
平成十三年六月二十六日及び同月二十七日午前八時三十分から午後五時十五分まで	西八代郡上九一色村地内精進湖岸 西八代郡上九一色村及び下部町地内本栖湖岸 南都留郡河口湖町、勝山村及び足和田村地内河口湖岸 南都留郡足和田村地内西湖岸 南都留郡山中湖村地内山中湖岸	西八代郡及び南都留郡

山梨県告示第二百六十三号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第八十七条の三第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により、県営土地改良事業（秋山地区中山間地域総合整備事業）の計画を変更したので、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

なお、この公告に係る決定に対して異義があるときは、これを申し立てることができる。

平成十三年五月七日

山梨県知事　天　野　　建

一　縦覧書留

変更後の県営土地改良事業計画書の写し

二　縦覧期間

平成十三年五月八日から平成十三年六月四日まで

三　縦覧場所

忍野村役場

四　異義申立期間

平成十三年六月五日から平成十三年六月十八日まで

山梨県告示第二百六十四号

地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第七百条の六の四第三項の規定により、軽油引取税に係る特約業者の指定を次のとおり取り消した。

平成十三年五月七日

山梨県総合県税事務所長　坂　本　公　仁

氏名又は名称	主たる事務所又は事業所の所在地	指定取消年月日
山梨県経済事業農業協同組合連合会	山梨県甲府市飯田一丁目一番二十号	平成十三年三月三十一日

公　告

◉平成十三年度調理師試験の実施

調理師法（昭和三十三年法律第百四十七号）第三条の二第一項の規定により、平成十三年度調理師試験を次のとおり実施する。

平成十三年五月七日

山梨県知事　天　野　　建

一　試験日時

平成十三年六月三十日（土）午後一時から三時まで

二　試験場所

甲府市酒折二丁目四番五号　山梨学院大学

三　試験科目

試験は、次に掲げる科目について筆記試験により行う。

1　食文化概論
2　衛生法規
3　公衆衛生学
4　栄養学
5　食品学
6　食品衛生学
7　調理理論

四　受験資格

学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第四十七条に規定する者で、多数人に対して飲食物を調理して供与する施設又は営業で調理師法施行規則（昭和三十三年厚生省令第四十六号）第四条に定めるものにおいて二年以上調理の業務に従事したもの

五　受験願書受付期間

平成十三年五月二十一日（月）から同月二十五日（金）までの午前九時から午後四時までとする。

六　受験願書提出場所

住所地を所管する地域振興局とする。ただし、山梨県外に住所を有する者は、山梨県福祉保健部健康増進課とする。

七　提出書類

1　受験願書
2　履歴書
3　学校教育法第四十七条に規定する者であることを証する書類
4　調理師法施行規則第四条に規定する施設又は営業において二年以上調理の業務に従事した者であることを証する当該施設の長又は営業主の証明書（受験者が施設の長又は営業主である場合は、調理師会その他の調理師関係団体の長の証明書）
5　写真（出願前六箇月以内に撮影した正面、上半身及び無帽のものであって、大きさが縦六センチメートル、横四・五センチメートルのもの）

八　受験手数料

六千百円（受験願書に六千百円に相当する額面の山梨県収入証紙をはりつけ、消印しないこと。）

手数料は、出願を取り消し、又は受験しなかった場合でも返還しない。

◉ 大規模小売店舗を設置する者の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出があったので、同法第六条第三項において準用する同法第五条第三項の規定に基づき、次のとおり公告する。その届出書及び同法第六条第三項において準用する同法第五条第二項の添付書類を山梨県県民情報センターにおいて、この公告の日から平成十三年九月六日まで縦覧に供する。

平成十三年五月七日

山梨県知事　天　野　　建

一　届出者の氏名又は名称及び住所

1　氏名又は名称　片倉工業株式会社　代表取締役　岩本　謙三

2　住所　東京都中央区京橋三丁目一番二号

二　届出の概要

1　大規模小売店舗の名称及び所在地

㈠　名称　ニューライフカタクラ石和店

㈡　所在地　東八代郡石和町広瀬千三百七十四番二十一

2　変更した事項

変更事項	変更後の代表者の氏名
大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名	代表取締役　岩本　謙三

3　変更の年月日

平成十三年三月二十九日

三　届出年月日

平成十三年四月二十四日

◉ 公共測量の終了

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、平成十三年四月二十日付けで山梨県知事から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。

平成十三年五月七日

山梨県知事　天　野　　建

一　作業種類　一級水準測量

二　作業開始日　平成十二年十月十一日

三　作業終了日　平成十三年三月二十五日

四　作業地域　甲府市、東八代郡石和町並びに中巨摩郡竜王町、玉穂町、昭和町及び田富町

◉ 開発行為及び公共施設に関する工事の完了について

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成十三年五月七日

山梨県知事　天　野　　建

一　開発区域（工区）に含まれる地域の名称

中巨摩郡田富町今福字下河原一六七〇の一、一六七〇の三、一六七〇の四及び一六七〇の五

二　公共施設の種類、位置及び区域

公共施設の種類	位置及び区域
道　路	次の図のとおり

（「次の図」は、省略し、その図面及び関係書類を土木部建築指導課、峡中振興局建設部及び田富町役場に備え置いて縦覧に供する。）

三　開発許可を受けた者の住所及び氏名

神奈川県横浜市西区東久保町三十七番十一号　多田利治

◉ 開発行為及び公共施設に関する工事の完了について

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の許可に係る次の開発行為及び公共施設に関する工事は、完了した。

平成十三年五月七日

山梨県知事　天　野　　建

一　開発区域（工区）に含まれる地域の名称

中巨摩郡敷島町大下条字深田四〇八の一、四〇八の三、四〇八の四、四〇八の五、四〇八の六、四〇八の七、四〇八の八及び四〇八の九

二　公共施設の種類、位置及び区域

公共施設の種類	位置及び区域
道路	次の図のとおり

（「次の図」は、省略し、その図面及び関係書類を峡中地域振興局建設部及び敷島町役場に備え置いて縦覧に供する。）

三　開発許可を受けた者の住所及び氏名

甲府市伊勢四丁目二十二番一号　西甲府住宅株式会社　代表取締役　戸田克己

◉土地改良区役員の退任及び就任

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十六項の規定により、一宮町市之蔵土地改良区から次のとおり役員が退任及び就任した旨届出があった。

平成十三年五月七日

山梨県知事　天野　建

一　退任

役職名	氏名	住所	退任年月日
理事	佐野　廣	東八代郡一宮町市之蔵四二五番地	平成十三年三月三十一日
同	降矢　好文	同　五二五番地	同
同	鈴木　昭夫	同　五七七番地	同
同	志村　徳樹	同　一二五番地	同
同	古屋　純二	同　一一三番地	同
同	三枝　正徳	同　七三番地	同
同	望月　貢	同　八四一番地	同
同	堀内　義夫	同　六九番地	同
同	仁科　眞	同　九六四番地	同
同	降矢　直子	同　新巻五一二番地	同
監事	小池　勝夫	同　市之蔵九六七番地	同
同	堀内　潮	同　六七番地	同

二　就任

役職名	氏名	住所	就任年月日
理事	降矢　好文	東八代郡一宮町市之蔵五二五番地	平成十三年四月一日
同	萩原　正純	同　三六六番地	同
同	鈴木　清孝	同　四二八番地	同
同	山口　竹夫	同　一三五番地二	同
同	堀内　詔一	同　一一四番地	同
同	降矢　征祇	同　八〇番地	同
同	三枝　久夫	同　六五番地	同
同	堀内　圓	同　六八番地	同
同	山口　林雄	同　九六二番地	同
同	小川　徳雄	同　塩田一三八九番地	同
監事	堀内　潮	同　市之蔵六七番地	同
同	佐野　廣	同　四二五番地	同

山梨県人事委員会規則第二十号

職員の任用に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成十三年五月七日

山梨県人事委員会
委員長　堀内　茂

職員の任用に関する規則の一部を改正する規則

職員の任用に関する規則（昭和五十九年山梨県人事委員会規則第二号）の一部を次のように改正する。

別表第四職員採用上級試験の項第一号中「者」の下に「。ただし、獣医師の試験職種にあつては試験の公告の日の属する年度の四月一日現在で満二十三歳以上三十一歳未満の者」を加え、同項第二号中「前号に」を「前二号のいずれかに」に改め、同号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二　試験の公告の日の属する年度の四月一日現在で満二十一歳未満の者で大学の卒業者若しくは試験の公告の日の属する年度の三月三十一日までに卒業見込みのもの又は人事委員会がこれと同等以上の学力があると認められるもの

別表第四警察官採用試験Aの項第一号中「満二十一歳以上」を削る。

別表第四の備考中「この表中「年度」とは、四月一日から翌年三月三十一日までをいう。」を

「一　この表中「年度」とは、四月一日から翌年三月三十一日までをいう。

二　この表中「大学」とは、学校教育法に規定するもの（短期大学を除く。）をいう。」

に改める。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。

山梨県人事委員会規則第二十一号

山梨県職員の給与に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成十三年五月七日

山梨県人事委員会
委員長　堀　内　　茂

山梨県職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

山梨県職員の給与に関する規則（昭和三十二年山梨県人事委員会規則第七号）の一部を次のように改正する。

別表第四大学卒の項第四号2中「水産大学校」を「独立行政法人水産大学校（旧水産大学校を含む。以下同じ。）」に改め、同項第五号7中「水産大学校」を「独立行政法人水産大学校」に改め、同号8中「航空大学校（」を「独立行政法人航空大学校（旧航空大学校を含むものとし、」に改め、同号中15を19とし、14の次に次のように加える。

15　都道府県立農業者研修教育施設（農業改良助長法施行令第二条に基づき農林水産大臣の指定する教育機関をいう。以下同じ。）の研究部門（「短大二卒」を入学資格とする修業年限二年のものに限る。）の卒業

16　都道府県立農業講習施設（「短大二卒」を入学資格とする修業年限二年のものに限る。）の卒業

17　森林法施行令第九条及び第十条の規定に基づき農林水産大臣の指定する教育機関（「短大二卒」を入学資格とする修業年限二年のものに限る。）の卒業

18　鯉淵学園専門課程（修業年限四年のものに限る。）の卒業

別表第四短大卒の項第一号16中「農業者研修教育施設（農林水産大臣と協議して設置された農業改良助長法第十四条第一項第五号に掲げる事業等を行う施設をいう。以下同じ。）」を「都道府県立農業者研修教育施設」に改め、同号18中「海技大学校」を「旧海技大学校」に改め、同項第二号6中「農林水産省（省名変更前の農林省を含む。）の野菜・茶業試験場又は果樹試験場の農業技術研修課程（」を「独立行政法人農業技術研究機構の農業技術研修課程（農林水産省（省名変更前の農林省を含む。）の旧野菜・茶業試験場、旧果樹試験場、」に、「農業試験場」を「旧農業試験場」に改め、同号7中「海技大学校」を「独立行政法人海技大学校（旧海技大学校を含む。）」に、「海員学校」を「独立行政法人海員学校」に改め、同号8中「海員学校」を「独立行政法人海員学校」に改め、同号23中「農業者研修教育施設」を「都道府県立農業者研修教育施設」に改め、同号25中「第九条第二号及び第十条第二号」を「第九条及び第十条」に改め、同号29中「航空大学校」を「旧航空大学校」に改め、同表高校卒の項第二号4中「海員学校」を「独立行政法人海員学校」に改め、同表中学卒の項4中「海員学校」を「旧海員学校」に改める。

別表第十二中「浦和市」を「さいたま市」に改める。

附　則

（施行期日等）

1　この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の山梨県職員の給与に関する規則別表第十二の規定は、平成十三年五月一日から適用する。

（経過措置）

2　この規則の施行の際現にこの規則による改正前の山梨県職員の給与に関する規則別表第四に定める学歴免許等資格基準表に掲げる該当者（この規則による改正後の山梨県職員の給与に関する規則別表第四に定める学歴免許等資格基準表に掲げる学歴免許等の資格を有する職員を除く。）に対する改正後の山梨県職員の給与に関する規則の規定の適用については、なお従前の例による。

山梨県人事委員会規則第二十二号

山梨県学校職員の給与に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成十三年五月七日

山梨県人事委員会
委員長　堀　内　　茂

山梨県学校職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

山梨県学校職員の給与に関する規則（昭和三十二年山梨県人事委員会規則第八号）の一部を次のように改正する。

別表第二の教育職給料表(二)級別資格基準表の備考第一項第一号(2)中「養護訓練教諭」を「自立活動教諭」に改め、同号(3)を次のように改める。

(3)　教育職員免許法施行法（昭和二十四年法律第百四十八号）第二条第一項の表の第二十号の二の上欄のロ又は第二十号の四の上欄の該当者のうち、(1)に掲げる者と同等に取り扱う必要があると認められるもの

別表第二の教育職給料表(二)級別資格基準表の備考第一項第一号(4)から(6)までを削り、同項第二号(3)中「又は第二十三号」を削り、「上欄」を「上欄のハ」に改め、同号(4)を削る。

附　則

（施行期日）

1　この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2　この規則の施行の際現にこの規則による改正前の山梨県学校職員の給与に関する規則別表第二に定める級別資格基準表に掲げる該当者（この規則による改正後の山梨県学校職員の給与に関する規則別表第二に定める級別資格基準表に掲げる学歴免許等の資格を有する職員を除く。）に対する改正後の山梨県学校職員の給与に関する規則の規定の適用については、なお従前の例による。

山梨県人事委員会規則第二十三号

特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成十三年五月七日

山梨県人事委員会　委員長　堀　内　　茂

特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則

特殊勤務手当に関する規則（昭和四十六年山梨県人事委員会規則第二十九号）の一部を次のように改正する。

第十七条中「大気水質保全課又は環境整備課」を「大気水質保全課、環境整備課又は地域振興局」に改める。

第二十三条中「保健所」を「地域振興局」に改める。

附　則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の特殊勤務手当に関する規則の規定は、平成十三年四月一日から適用する。

山梨県人事委員会規則第二十四号

山梨県職員の退職手当に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成十三年五月七日

山梨県人事委員会　委員長　堀　内　　茂

山梨県職員の退職手当に関する規則の一部を改正する規則

山梨県職員の退職手当に関する規則（昭和六十一年山梨県人事委員会規則第十五号）の一部を次のように改正する。

第七条第一項中「及び第十六条の二」を削る。

第八条の次に次の一条を加える。

（条例第十条第一項に規定する人事委員会規則で定める者）

第八条の二　条例第十条第一項に規定する人事委員会規則で定める者は、次のとおりとする。

一　定員の減少又は組織の改廃のため過員又は廃職を生ずることにより退職した者

二　勤務していた公署の移転により、通勤することが困難となつたため退職した者

三　地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十八条第四項の規定による失職（同法第十六条第一号に該当する場合に限る。）又はこれに準ずる退職をした者

四　地方公務員法第二十八条第一項第二号の規定による免職又はこれに準ずる処分を受けた者

五　公務上の傷病により退職した者

六　その者の非違によることなく勧奨を受けて退職した者

第十三条中「第十項第二号」を「第十項第一号」に改める。

附　則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の山梨県職員の退職手当に関する規則の規定は、平成十三年四月一日から適用する。

山梨県人事委員会告示第一号

口頭により開示請求を行うことができる個人情報及び開示方法（平成五年山梨県人事委員会告示第一号）の一部を次のように改正する。

平成十三年五月七日

山梨県人事委員会　委員長　堀　内　　茂

表職員採用初級試験の項の次に次のように加える。

警察官採用試験A	総合得点及び順位（第一次試験の結果については、山梨県のみを志望した不合格者に係るものに限る。）	同右	同右	同右

警察官採用Ｂ	同右	同右	同右	同右

表小中学校事務職員採用試験の項開示の対象となる個人情報の欄中「同右」を「総合得点及び順位（第一次試験の結果については、不合格者に係るものに限る。）」に改める。

◉　平成十三年度山梨県職員採用上級試験の実施

平成十三年度山梨県職員採用上級試験を次のとおり実施する。

平成十三年五月七日

山梨県人事委員会

委員長　堀　内　　　茂

1　試験職種及び採用予定人員等

試験区分	試験職種	採用予定人員	職務内容
上級	行政	３０名程度	県の各機関に勤務し、一般行政事務に従事する。
	警察事務	１名程度	県警察の各機関に勤務し、警察事務に従事する。
	社会福祉Ｉ	１名程度	保健所、病院等に勤務し、精神保健相談、ケースワーク等の業務に従事する。
	社会福祉Ⅱ	５名程度	県の福祉施設等に勤務し、児童又は成人の生活指導等の業務に従事する。
	薬剤師	１名程度	主に薬事・毒物等の監視、食品衛生等に関する監視又は県立病院での調剤等の業務に従事する。
	獣医師	２名程度	主にと畜検査、家畜保健衛生及び食品衛生等に関する監視、試験研究等の業務に従事する。
	農業	７名程度	主に農業の振興、農業経営の指導援助、農業技術の普及指導・試験研究等の業務に従事する。
	農業土木	２名程度	主に土地改良事業に関する企画、設計、施工管理等の業務に従事する。
	水産	１名程度	主に水産の振興、水産経営の指導援助、水産技術の普及指導・試験研究等の業務に従事する。
	林業	５名程度	主に林業の振興、林業経営の指導援助、造林事業、林業技術の普及指導・試験研究等の業務に従事する。
	土木	８名程度	主に道路、河川、都市計画、治山・林道等の事業に関する企画、設計、施工管理等の業務に従事する。
	建築	１名程度	主に県有施設の設計・施工管理、建築指導等の業務に従事する。
	電気	２名程度	主に発電所、県有施設等の電気設備に関する企画、設計、施工管理、保守管理等の業務に従事する。
	司書	１名程度	県の各機関に勤務し、主に図書に関する業務に従事する。

2　受験資格

(1)受験できる者

ア　昭和４７年４月２日から昭和５５年４月１日までに生まれた者（獣医師については、昭和４５年４月２日から昭和５３年４月１日までに生まれた者）

イ　昭和５５年４月２日以降に生まれた者で、学校教育法による大学（短期大学を除く。）を卒業した者若しくは平成１４年３月までに卒業見込みの者又は人事委員会がこれと同等以上の学力があると認める者

(注)「これと同等以上の学力があると認める者」については、人事委員会事務局に問い合わせること。
ただし、次の試験職種については、それぞれの資格・免許を必要とする。

試験職種	資格・免許
社会福祉Ｉ 社会福祉Ⅱ	社会福祉主事、児童指導員若しくは社会福祉士の資格を有する者又は平成１４年３月３１日までに資格を有することとなる者（※）
薬剤師	薬剤師の免許取得者又は平成１４年において最初に実施される薬剤師国家試験までに当該免許取得見込みの者
獣医師	獣医師の免許取得者又は平成１４年において最初に実施される獣医師国家試験までに当該免許取得見込みの者
農業	改良普及員（農業経営）の資格を有する者又は平成１４年３月３１日までに改良普及員の資格を有することとなる者
司書	司書の資格を有する者又は平成１４年３月３１日までに資格を有することとなる者

（※）　社会福祉Ｉ・Ⅱの社会福祉主事及び児童指導員の資格について例示すると次のとおりである。

①　社会福祉主事：　・大学（専攻課程）で厚生労働大臣の指定科目を３科目以上修めた者
・厚生労働大臣の指定養成機関又は講習会の課程を修了した者

②　児童指導員：　・大学（専攻課程）で心理学、教育学又は社会学を修めた者
・小学校、中学校又は高校の教諭となる資格を有する者など

その他、詳細については、人事委員会事務局に問い合わせること。

(2) 次のいずれかに該当する者は、受験できないものとする。
- ・日本国籍を有しない者（司書は除く）
- ・成年被後見人又は被保佐人（準禁治産者を含む）
- ・禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- ・山梨県職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から２年を経過しない者
- ・日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

3　試験日及び試験会場

区分			試験日	試験会場
第１次試験			平成１３年６月２４日（日） （受付時間） 午前８時３０分から午前９時まで	山梨学院大学 （甲府市酒折2-4-5)
第２次試験	第１回		平成１３年７月１７日（火）	甲府市内 （第１次試験合格通知書で指定する。）
	第２回	集団討論 ［行政職のみ］	平成１３年７月１８日（水）	
		個別面接	平成１３年８月８日（水）～１０日（金）のうち指定する１日	

4　合格者の発表

第１次試験合格者	６月下旬	山梨県庁の掲示板（スクランブル交差点ぎわ）に合格者の受験番号を掲示するとともに、合格者には書面で通知する。
最終合格者	８月下旬	山梨県庁の掲示板（スクランブル交差点ぎわ）に合格者の受験番号を掲示するとともに、第２次試験受験者全員に試験の結果を書面で通知する。

上記掲示内容（合格者の受験番号）は、掲示後、山梨県ﾎｰﾑﾍﾟｰｼﾞ（http://www.pref.yamanashi.jp/）に掲載する。（掲載期間は、掲載後１４日間。発表当日は回線が混み合う可能性がある。）
なお、電話での問い合わせには、応じない。

5　試験方法

区分	試験種目		内容
第１次試験	教養試験 （試験時間120分）		公務員として必要な一般的知識及び知能について、択一式による大学卒業程度の筆記試験を行う。（出題分野別掲） ・出題数50題のうち知識分野30題中20題を選択解答し、知能分野20題を必須解答する。
	専門試験 （試験時間120分）		各試験職種に応じた専門的知識、能力等について、択一式による大学卒業程度の筆記試験を行う。（出題分野別掲） ・行政職及び警察事務職は、出題数50題のうち40題を選択解答する。 ・その他の試験職種は、出題数40題を全問解答する。
第２次試験	第１回	論文 （試験時間90分）	文章による表現力、構成力、課題に対する理解力等について、記述式による試験を行う。
		人物試験Ⅰ	公務員として職務遂行に必要な素質及び適性を有するかどうかについて検査を行う。
	第２回	人物試験Ⅱ	人柄、性向等をみるため、個別面接を行う。 行政職については、併せて集団討論を行う。
		身体検査	職務遂行上必要な健康度を有するかどうかについて、所定の「身体検査書」により検査を行う。
	資格調査		受験資格の有無、申込書記載事項の真否等について調査を行う。

教養試験・専門試験出題分野

試験職種		出題分野
教養試験		知識分野 ―― 社会科学、人文科学、自然科学 知能分野 ―― 文章理解、判断推理、数的処理、資料解釈等
専門試験	行政 警察事務	政治学、行政学、憲法、行政法、民法、商法、刑法、労働法、経済学（経済原論経済政策、経済史）、財政学、社会政策、国際関係等
	社会福祉Ⅰ	社会福祉概論（社会保障を含む。）、社会学概論、応用心理学、社会心理学、一般心理学、教育心理学、社会調査等
	社会福祉Ⅱ	社会福祉概論（社会保障を含む。）、社会学概論、社会心理学、児童心理学、一般心理学、社会調査、保健衛生等
	薬剤師	物理化学、分析化学、無機化学、有機化学、生化学、薬剤学、衛生化学、生薬学、薬理学等
	獣医師	家畜解剖学、家畜生理学、家畜薬理学、家畜内科学、家畜外科学、家畜寄生虫病学、家畜微生物学、家畜伝染病学、家畜繁殖学、獣医公衆衛生学、家畜衛生学、畜産一般等
	農業	栽培学汎論、作物学、園芸学、育種遺伝学、植物病理学、昆虫学、土壌肥料学、植物生理学、畜産一般、農業経済一般等
	農業土木	数学、応用力学、水理学、測量、土壌物理、農業水利、土地改良、農地造成、農業造構、材料・施工、農業機械、農学一般等
	水産	水産学通論、漁政、水産生物学、水産海洋学、水産物理学、水産化学、水産資源学、水産増殖学、漁業学、水産利用学、水産経済等
	林業	林業政策、林業経営学、造林学、林業工学、林産一般、砂防工学等
	土木	数学・物理、応用力学、水理学、土質工学、測量、材料・施工、都市計画、土木計画等
	建築	数学・物理、材料学、構造力学、環境原論、建築史、建築構造、建築計画、都市計画、建築設備、建築施工等
	電気	数学・物理、電磁気学、電気回路、電気計測・制御、電気材料、電子工学、電力工学、通信工学等
	司書	生涯学習概論、図書館概論、図書館資料論、図書館サービス論、情報サービス概説、資料組織概説、図書館経営論、専門資料論、児童サービス論等

6　試験結果の開示

この採用試験の結果については、山梨県個人情報保護条例第１８条第１項の規定により、口頭で開示を請求することができる。
なお、電話、はがき等による請求では開示できないので、受験者本人であることを明らかにする書類（学生証又は身分証明書、運転免許証、受験番号票等）を持参のうえ、受験者本人が直接開示場所へ来ること。

試験	開示請求できる者	開示内容	開示期間	開示場所
第１次試験	不合格者	総合得点及び順位	合格発表日から1月間	人事委員会事務局
第２次試験	受験者			

7　合格から採用まで
合格者は、試験職種ごとに作成する採用候補者名簿に成績順に登載され、任命権者（知事、教育委員会、警察本部長）が採用者を決定する。
なお、採用候補者名簿の有効期間は、原則として１年である。
資格・免許を必要とする試験職種では、指定日までに資格・免許を取得できない者は、採用候補者名簿に登載されても採用される資格を失う。

8　給　　与
この採用試験に合格し採用される者の初任給は、行政職の場合181,400円（平成13年4月1日現在）である。このほか、通勤手当、住居手当、扶養手当、期末・勤勉手当等が要件に応じて支給される。
初任給は、採用前の経歴などに応じて加算されることがある。
また、採用される職種により、初任給が若干異なる場合がある。

9　受験手続

申込方法	申込書及び受験票に必要事項を記入し、人事委員会事務局まで持参するか、又は郵送すること。 郵送の場合は、封筒の表に「上級受験」と朱書し、必ず書留郵便にすること。
受付期間	平成13年5月16日（水）から平成13年6月1日（金）まで（土曜日及び日曜日を除く。） 郵送の場合は、6月1日までの消印のあるものに限り受け付ける。 受付時間は、午前8時30分から午後5時まで。
受験票の交付	受験票は、6月8日頃までに到着するよう郵送する。それまでに受験票が到着しない場合には、問い合わせること。 受験票が到着したら、申込み前6か月以内に撮影した写真（タテ６cm、ヨコ５cm、上半身、脱帽正面向きのもの）を受験票にはり、試験当日必ず持参すること。
問い合わせ申込先	山梨県人事委員会事務局 〒400-8501　甲府市丸の内1-6-1（県庁別館３階）TEL 055-223-1821

●　注意事項
・複数の試験職種の申込みはできない。
・受付期間終了後の試験職種の変更は認めない。
・試験当日、受付時間に遅れた者は受験できない。
・試験当日、受験票には写真（上記規格）を貼って持参すること。写真のない者は、受験できない。
・試験当日は、受験票、筆記具、鉛筆削り及び昼食を持参すること。
（なお、筆記具については、解答を機械で読み取るので、濃さはＨＢとし、先の細いものやボールペンなどの書き直しのできないものは不可。また、消しゴムも砂消しなど紙を破損する恐れのあるものは不可）
・携帯電話等について、試験中の使用（時計代わりの使用も含む。）は認めない。
※　大学の構内には駐車できない。

◉　第五十七回（平成十三年度）警察官Ａ採用試験の実施

第五十七回（平成十三年度）警察官Ａ採用試験を次のとおり実施する。
平成十三年五月七日

山梨県人事委員会
委員長　堀　内　　茂

○警察官Ａ（男性）の第１次試験は、山梨県が警視庁（東京都）、神奈川県、静岡県と共同で実施する。

○警察官Ａ（男性）を受験申込みする際、志望する都県を第２志望まで記入することができる。
ただし、山梨県以外の都県を第１志望とした場合には、山梨県を第２志望とすることはできない。

○第１次試験で第１志望都県に合格した者は、第２志望は考慮されない。

○受験年齢は、各都県により異なるので、志望都県選択の際には、各都県の受験年齢を確認すること。

○警察官Ａ（男性）、警察官Ａ（男性／武道指導）及び警察官Ａ（女性）の第２次試験は、山梨県と他の都県では別に実施する。

○警察官Ａ（男性／武道指導）及び警察官Ａ（女性）を受験しようとする者は、山梨県以外の都県を志望することはできない。

○警察官Ａ（男性）と警察官Ａ（男性／武道指導）の両方を受験することはできない。

○同一年度内に実施する警察官Ａ採用試験［（男性）、（男性／武道指導）及び（女性）］を受験する者は、警察官Ｂ採用試験［（男性）、（男性／武道指導）及び（女性）］を受験することはできない。

○受付期間終了後は、試験職種、志望都県及び志望順位の変更はできない。

1　試験職種及び採用予定人員等

試験職種		都県名	採用予定人員	職務内容
警察官Ａ（男性）		山梨県	１８名程度	個人の生命、身体及び財産の保護、犯罪の予防、鎮圧及び捜査、被疑者の逮捕、交通の取締、その他公共の安全と秩序の維持の任務に従事する。
		警視庁	３名程度	
		神奈川県	３名程度	
		静岡県	３名程度	
警察官Ａ（女性）		山梨県	２名程度	
警察官Ａ（男性／武道指導）	柔道	山梨県	２名程度	上記のほか、警察官に対する柔道又は剣道の技能指導等の業務にも従事する。
	剣道	山梨県	２名程度	

2　受験資格
(1) 年齢・性別・学歴等

試験職種	都県名	年齢及び性別	学歴
警察官Ａ（男性）	山梨県	昭和46年4月2日以降に生まれた男性	学校教育法による大学（短期大学を除く。）を卒業した者若しくは平成14年３月までに卒業見込みの者又は人事委員会がこれと同等以上の学力があると認める者
	神奈川県		
	静岡県		
	警視庁	昭和47年4月2日以降に生まれた男性	
警察官Ａ（男性／武道指導）	山梨県	昭和46年4月2日以降に生まれた男性	
警察官Ａ（女性）	山梨県	昭和46年4月2日以降に生まれた女性	

（注）「これと同等以上の学力があると認める者」については、志望する各都県に直接問い合わせること。

ただし、次のいずれかに該当する者は受験できない。

(ア)　日本国籍を有しない者
(イ)　成年被後見人又は被保佐人（準禁治産者を含む。）
(ウ)　禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
(エ)　志望する都県の職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
(オ)　日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

(2) 警察官Ａ（男性／武道指導）を受験する者については、上記 (1) の受験資格のほかに、次のいずれかの要件を必要とする。

(ア)　柔道については、全日本柔道連盟またはこれに加盟する団体が主催して行う全国的な競技会及びそれに相当すると認められる競技会に出場した経験を有する者
(イ)　剣道については、全日本剣道連盟またはこれに加盟する団体が主催して行う全国的な競技会及びそれに相当すると認められる競技会に出場した経験を有する者
(ウ)　(ア)及び(イ)に掲げる競技会へ出場するための予選会において、当該競技会への出場権を得た者

※「競技会」の例
・柔道については、全日本柔道選手権大会、全日本学生柔道選手権大会など
・剣道については、全日本剣道選手権大会、全日本学生剣道選手権大会など
なお、詳細については山梨県警察本部警務課まで問い合わせること。

3　受付期間

平成１３年５月２１日（月）から平成１３年６月２０日（水）まで

（郵送の場合は、平成１３年６月２０日までの消印のあるものに限り受け付ける。）

4　試験の日及び場所

(1) 第１次試験

平成１３年７月８日（日）　（受付時間は、午前８時４０分から午前９時まで。）

山梨学院大学（甲府市酒折二丁目４－５）

(2) 第２次試験

区分		実施日	場所
山梨県	第１回	平成13年 8月 2日（木）	甲府市内 （第１次試験合格通知書で指定する。）
	第２回	平成13年 8月16日（木）	
その他の都県		平成13年 8月 以降	同上

5　試験の方法

(1) 第１次試験
全試験職種について実施

区分	内容	
教養試験 択一式 （１２０分）	警察官として必要な一般的知識及び知能について、大学で履修した程度の試験を行う。	（出題分野）社会・人文・自然・判断推理・数的処理・文章理解・資料解釈等
身体・体力検査	職務遂行上必要な身体的・体力的条件を満たすか否かについて検査する。 （検査項目別掲）	

警察官Ａ（男性／武道指導）を受験する者のみ実施

実技試験	柔道又は剣道について、武道指導に必要な技能を有するかを実技で試験する。

(2) 第２次試験
警察官Ａ（男性）［山梨県］、警察官Ａ（男性／武道指導）及び警察官Ａ（女性）について実施

区分		内容
第１回	論文（９０分）	理解力、思考力、構成力、表現力等について文章による試験を行う。
	適性検査	警察官として必要な素質や適性について検査する。
第２回	身体検査	胸部疾患、性病等の伝染性疾患、その他の疾病の有無及び職務遂行上必要な身体的条件を満たすか否かについて医師により検査する。 （検査項目別掲）
	面接試験	個別面接により、人物についての試験を行う。

山梨県以外の都県においても、試験科目はほとんど同じであるが、詳細については第１次試験合格通知書で示される。

(3) その他
受験資格の有無、申込書記載事項の真否等について調査する。

（別掲）身体・体力検査項目

検査項目		基準 警察官Ａ(男性)及び警察官Ａ(男性／武道指導)	基準 警察官Ａ(女性)
身体検査	身長	１６０cm以上であること。（警視庁の場合は、概ね１６０cm以上であること。）	１５５cm以上であること。
	体重	４７kg以上であること。（警視庁の場合は、概ね４８kg以上であること。）	４３kg以上であること。
	胸囲	７８cm以上であること。（警視庁には基準なし。）	
	視力	両眼とも裸眼視力が０．６以上又は両眼とも矯正視力が１．０以上であること。（警視庁の場合は、両眼とも裸眼視力が０．６以上又は両眼とも裸眼視力が概ね０．１以上で矯正視力が１．０以上であること。）	
	色覚	正常であること。	
	聴力	正常であること。	
	関節及び五指の運動	職務遂行上支障がないこと。	
	その他	職務遂行に支障のない身体的状態であること。	
体力検査		敏しょう性、瞬発力、筋力、持久力、柔軟性等について検査する。	

※第１次試験においては、身長・体重・胸囲・関節及び五指の運動並びに体力について検査し、その他の項目については第２次試験の身体検査において検査する。なお、コンタクトレンズを使用している者は、視力検査にあたり保管ケースを持参すること。

6　合格者の発表

区　分	第１次試験合格者発表	最終合格者発表
山　梨　県	７月中旬に山梨県庁の掲示板（スクランブル交差点ぎわ）に合格者の受験番号を掲示するとともに、合格者には書面で通知する。	９月中旬に山梨県庁の掲示板（スクランブル交差点ぎわ）に合格者の受験番号を掲示するとともに、第２次試験受験者全員に試験の結果を書面で通知する。
その他の都県	山梨県の発表後、合格者にはそれぞれの都県から書面で通知する。	山梨県の発表後、第２次試験受験者全員に試験の結果をそれぞれの都県から書面で通知する。

※掲示内容（合格者の受験番号）は、掲示後、山梨県ホームページ（http://www.pref.yamanashi.jp/）に掲載する（掲載期間は、掲載後１４日間。発表当日は回線が混み合う可能性がある）。
なお、電話での問い合わせについては、応じていない。

7　試験結果の開示

この採用試験の結果については、山梨県個人情報保護条例第１８条第１項の規定により、口頭で開示を請求することができる。

なお、電話、はがき等による請求では開示できないので、受験者本人であることを明らかにする書類（学生証又は身分証明証、運転免許証、受験番号票等）を持参のうえ、受験者本人が直接開示場所へ来ること。

試　験	開示請求できる者	開示内容	開示期間	開示場所
第１次試験	不合格者（山梨県のみを志望する者に限る。）	総合得点及び順位	合格発表日から１月間	人事委員会事務局
第２次試験	受　験　者			

8　合格から採用まで

(1) 合格者は、採用候補者名簿に登載され、任命権者（警察本部長）からの請求に応じて成績順に提示した者のうちから採用される。なお、採用候補者名簿の有効期間は、原則として１年である。

(2) 採用は、原則として平成１４年４月以降である。

(3) 採用者は巡査に任命され、警察学校に入校して一定期間の初任教養を受けた後勤務につく。

9　給　与　等

(1) 給料月額（山梨県の場合）　　（平成１３年４月１日現在）

学　歴	大　学　卒
初　任　給	２０７，５００円

（参考）ア　各都県によって給与に若干の差があるので、山梨県以外の初任給については、各都県のパンフレットを参照すること。
イ　会社、官庁等の経歴のある者は、一定の基準で加算される。

(2) 諸手当

期末・勤勉手当、時間外勤務手当、特殊勤務手当、扶養手当、通勤手当、住居手当等が条件により支給される。

(3) 被服等

勤務に必要な制服、制帽、ワイシャツ、ネクタイ等が支給される。

(4) 住　宅

各地域に独身寮や、職員住宅が整備されている。

10　昇進の道

上級幹部への昇進は、一定の年数を経過した後、昇任試験等により行われ、本人の実力、努力次第で巡査部長、警部補及び警部以上の上級警察官へ昇進できる。

☆　受験手続

申込方法と受験票交付	持参による場合	申込書及び受験票に必要事項を記入し捺印のうえ、山梨県警察本部警務課又は県内各警察署に提出すること。 受験票は申込みの際に確認のうえ交付する。
	郵送による場合	申込書及び受験票に必要事項を記入し捺印のうえ、受験票には５０円切手をはり、宛て先を明記すること。封筒の表に「警察官Ａ受験」と朱書し、山梨県警察本部警務課あてに必ず書留郵便で送ること。 受験票は６月２９日頃までに到着するよう郵送する。それまでに到着しない場合は問い合わせること。
	志望の方法	警察官Ａ（男性）では、申込書の「第１志望、第２志望を記入する欄」には、山梨県、警視庁、神奈川県、静岡県のなかから第２志望まで記入できる。ただし、山梨県以外の都県を第１志望とした場合には、山梨県を第２志望とすることはできない。なお、第２志望の有無によって合否決定上不利な扱いを受けることはない。
	受験票が交付されたら、申込み前６か月以内に撮影した写真（タテ６cm、ヨコ５cm、上半身、脱帽正面向きのもの）を受験票にはり、試験当日に必ず持参すること。受験票に写真をはってない場合は受験できない。	

● 受付期間　　平成１３年５月２１日（月）から平成１３年６月２０日（水）まで
（土曜日及び日曜日は除くが、県内各警察署では土曜日及び日曜日も受け付ける。）

● 受付時間　　午前８時３０分から午後５時まで
（郵送の場合は、平成１３年６月２０日までの消印のあるものに限り受け付ける。）

■試験に関する問い合わせ先■

- 山梨県人事委員会事務局　〒400-8501　甲府市丸の内一丁目6-1 TEL　055-223-1821
- 山梨県警察本部警務課　〒400-8586　甲府市丸の内一丁目6-1 TEL　055-235-2121（内線2632）
- 山梨県内各警察署　0120-314874（ﾌﾘｰﾀﾞｲﾔﾙ）

■その他■

(1) 試験当日、受付時間に遅れた者は受験できない。
(2) 試験当日は、受験票、筆記具、鉛筆削り及び昼食を持参すること。
（なお、筆記具については、解答を機械で読み取るので、濃さはＨＢとし、先が細いものやボールペンなどの書き直しのできないものは不可。また、消しゴムも砂消しなど紙を破損する恐れのあるものは不可）
(3) 第１次試験には身体・体力検査があるので、運動着（半そでシャツ、ショートパンツ）及び上履き用運動靴を持参すること。
(4) 武道指導の受験者で、剣道の場合は剣道衣、袴、防具及び竹刀、柔道の場合は柔道衣を必ず持参すること。
(5) 大学の構内には駐車できないので、電車、バス等を利用すること。
(6) 携帯電話等について、試験中の使用は認めない。

発行者　山梨県　甲府市丸の内一丁目六番一号
印刷所　㈱サンニチ印刷二丁目六番